



土地造成講座 5

地域開発にともなう 土地造成諸問題

渡部 与四郎*

1. はしがき

人間生活を総合的に成長させる圏域を多目的に相関連させつつ主導開発目標を達成するため、地域開発は過去から未来へと、その目標をその時代時代の要請に応じつつ持続している。その結果、開発によって空間秩序は変動し、土地が果たす利用目的は変わる。この土地はそれ自身のもつ自然条件（気象、土質など）によって変化するし、人間の営みによって、さらに利用の高度化へと移行するものである。

土地造成はこの空間秩序の下における高度利用化の一段階として、不毛の地を高生産の地へ、一次産業の場を二次、三次産業の場へと、いわゆる集約利用形態へと質的転換を土地において行なうことである。この質的転換は砂漠を沃野に変える地球改造的なものから、大都市の中心商業地帯の平面的土地の代りに立体的な永久構造物の床面積を与える手段まで、非常に幅広い造成事業をふくむものである。

わが国の歴史をふり返っても、資源開発、食糧増産時代においては、浅海は干拓され、荒蕪地は多目的ダムなどにより国土保全とともに農地に変わり、低湿地はかんがい排水がすすんで、乾田化、熟田化することが主唱された。食糧が一応確保され、所得倍増、経済の高度成長がうたわれ、各種企業の設備投資が活発となった時代は、農林地が工場地帯とか住宅地に変わり、忽然としてニュータウンが出現することとか、今までのりの採取風景が見られた海辺が一大埋立をされて、巨大な鉄、石油のコンビナートができ上ることとなる。すなわち、それぞれの時代目的にそって、経済機能を果たす容物とな

る土地はその構成を変動させ、その造成方法も大規模化、迅速化が要求されることとなる。

以下、この地域開発の動向とともに土地造成が、その計画、その事業手段を変えつつあるが、そのあり方などを順をおって考察することとする。

2. 地域開発の動向

(1) 過去から現在まで

はるか昔はさておき、1920年頃から一つの村、一つの町という狭い地区では解決しえない問題を広域に機能分担することにより共同的に処理し、また、国家のすすむべき目的から、その地域に負うべき運命的役割がきまり、その機能を果たすため、上位計画にしたがって地域開発は脈動してきた。ちょうど、地域開発は国土計画と都市および農村計画の中間調節計画である地域計画の具現化の責務を果たして来た。

わが国の第2次世界大戦前の姿は、国家総動員法の精神にそうよう、すべて国家目的を果たす一分野として動いており、その当時の地域開発のおもな仕事は昭和16年から始まった新興工業都市の建設で、これより工場疎開を促進させ、完璧なる防空体制のもとにおける生産の場の確立にあった。このため、各地方の工業立地条件が比較的恵まれた都市、例えば東北地方の八戸、仙台、関東地方の日立多賀、太田、相模原、大和、東海地方の豊川、四日市、近畿地方の姫路(広)、中国地方の水島、光、九州地方の苅田、春日原などに膨大な規模の新興工業都市が計画された。この建設実施方式は地区の強制的買収と土地区画整理方式の組合わせにより、農林地が工業地に転換したのであるが、実施期間中終戦となり、ほとんど未完成のまま放置されたのである。これらの都市を眺めるとき、現在の産業都市と大体符合するのは興味あることである。

一方、農業面においては、満蒙の開拓移住を中心として、広域の自給自立体制の確立に努力が払われてきた。この一環として内地においても干拓が児島湾、有明海などですすめられ「耕して天まで至る」開墾もつづけられた。

なお、大都市への人口集中もめざましく、郊外の開発が、主として組合施工の土地区画整理によって行なわれた。例えば、東京都区内の新区域は住宅地としての造成が活発で、現在、これら住宅地が駅前を中心に商店街になろうとしているとき、当時の計画目標が問題になっているのである。不良住宅地区改良という広義の土地造成も行なわれ、近代的不燃建築物にスラムが収容されていたのが、昭和2年頃からである。

戦後、荒れ果てた国土において、まず生きるための食糧増産、国富をます傾斜生産の一環としての水力発電計

カット写真：水島工業地帯全景

画、これらをめぐる国土保全、この3つの柱となる開発が、アメリカのニューディール政策で生れた T.V.A.(テネシー渓谷開発公社) から着想をえた、多目的ダム建設によってこかしこで行なわれ、昭和 25 年の国土総合開発法の誕生とともに、再建日本の開発の決め手となった。この結果、北上、利根、天竜東三河、只見など 21 地域で水系一環の総合開発計画が 28 年頃より実施に移されたのである。

この総合開発計画のもとにおいて、食糧増産のための農地造成、つまり、かんがい排水の施工により多作地帯にし、多目的ダムよりの農業用水により畑地かんがい、ならびに水田化が活発に行なわれた。また、干拓は大規模化して、浅海部においては湾口を締切って淡水化して干拓することも児島湾はじめ各地に見られたのである。

この時代の二次、三次産業の場は、戦災都市の復興という名において、21 年誕生の特別都市計画法が区画整理手法において改造されていた。すなわち、新規造成よりも再建時代であったのである。

昭和 27 年頃から、ようやく台風災害をふくめた国土再建から立上り、朝鮮動乱という幸運な特需景気により、わが国経済が立ちなおり、地域開発の焦点が第 2 次産業の高度成長に移り、合理的な土地利用を旗印とする産業立地方式を主題とするようになった。

この問題になった第二次産業は重化学工業(鉄、石油関係)の大規模な臨海型工業が主体であり、広大なコンビナート群が東京湾、大阪湾、伊勢湾、瀬戸内海の水島、周南地区に埋立手法によって造成され、高度成長の担い手になった。一方、大都市の周辺には交通施設の整備につれ、低地価をねらった市場指向型の各種機械工業地区が輩出し、これらの無計画な立地がいよいよ大都市問題をひき起こさせることとなったが、昭和 32 年より、日本住宅公団が住宅地のみでなく、内陸型工業地区の開発にのり出し、平均 20 万坪程度の団地開発を土地買収と土地区画整理方式を組み合わせることにより、衛星都市のパイロットとしての務めを果たすこととなった。

これら工業と関連し、第三次産業の大都市都心部への集中はいちじるしく、都心部において交通機能のまひを引き起こすこととなり、そのほか公害も併発し、都市再開発が都市機能の更新と併行して広義の土地造成を行なわなければならない段階に突入した。この手法は道路などの公共施設用地の確保、その整備とともに、在来の宅地が建築物の床面積に置換するという一種の立体換地を考へての市街地改造手法が考へられたのである。

これら膨大な生産、業務人口の居住の場は政府関係機関の努力にもかかわらず、郊外へ、低地価地帯へ、通勤時間が1日の1/6以上を要する範囲まで、大都市地方においては広がって行った。これら住宅地は農地とばらば

らに入りまざる、いわゆる散落状(sprawl)の住宅地を形成して、農業面において本来の機能の低下のほか、不当なる宅地価額を主張する農地がのさばり、集約なまとまりがあり、能率のよい市街地化をじゃますることとなった。しかし、ニュータウンと称する大規模な住宅団地が、住宅公団、住宅金融公庫の融資による住宅公社などによって、新開発され、4階建のフラット、2階建のテラスハウスなどが新しい都市景観(town scope)を形成することとなった。これら団地は一つの社会(community)構成を有し、各種文教、厚生、購買などの共同施設の完備とともに、在来、木造の平面的市街地が110人/haの夜間人口密度で広がっていったのに対し、150人/ha以上の密度で土地の高度利用化をはかった効果は大きい。この造成手法は全面買収とか、部分買収と土地区画整理方式との組み合わせ方式によるものが多い。

これら二次、三次産業関係の生産と消費、その居住の場のめざましい拡大の蔭において、一次産業も農作を続け、安定化は相当はかられたが、産業間の所得格差は広がるばかりであった。これが対策として、酪農振興と果樹栽培が叫ばれ、このため、草地改良、畑地かんがいが行なわれるようになり、その近代化ははかられるようになった。

(2) 現在から将来へ

現在は景気の停滞のため、民間設備投資を中心に、地域開発のテンポも小康状態にあるといえる。しかし、国民所得倍増計画、全国総合開発計画を35年、37年と引続き閣議決定し、長期経済計画とこれに対処する「国づくり」計画を今後10年間くらいの地域開発の基本的方向としたのである。

国民所得倍増計画は35年11月、これからのわが国経済運営の指針となる総合的な長期経済計画として発表された。本計画は総説、政府公共部門の計画、民間部門の予測と誘導政策、国民生活の将来の各項にわたるもので、地域開発に対する将来の方向については主として社会資本の充足部門で述べてある。

すなわち、地域開発にはもとより社会資本の充足が必要なのは明らかであるが、この充足の第一の方向は産業基盤強化のための社会資本をまず必要最小限確保すること、第二の方向としては、住居および生活環境施設などの生活基盤の拡充、とくにこれを通じた大都市を主とする都市問題の緩和をはかること、第三の方向としては、国土保全施設の強化をはかることなどが基本的方向である。

これらの実施に当っては、国民経済の均衡ある発展の見地からみた最大限の規模とし、計画期間(10年)中に合計約16兆円の行政投資を行なうこととした。これらの投下に当っては、総花性、非効率性などを是正し、技

術的経済的に最適の配分、実施をはかることとし、産業基盤強化は計画の前半期に、太平洋ベルト地帯の整備に指向し、民生安定のための投資は後半期に高く、国土保全は長期的、計画的に実施することとした。

なお、わが国産業の適正な配置と地域的経済発展の不均衡の是正をはかる一方、計画期間の後半期には後進地域における大規模工業地帯の育成に着手し、さらに首都東京の過大化対策の一助として、新首都造成に関する可否を検討することとしている。

このように、わが国の地域別経済発展段階に応じての措置を述べたのが国民所得倍増計画の特徴といえる。

全国総合開発計画は、37年10月、安定的高度経済開発の阻害要因として露呈された重要かつ緊迫した地域的課題の根本的打開をねらいとして閣議決定された。

この地域的課題の第一は、四大工業地帯への資本、労働、技術などの集積がはなはだしく、ために用地、用水、交通などの部門における隘路が急激に出現したことである。第二は、これら産業の過度集中が密集の弊害をもたらし、過大都市化問題をひきおこしていることである。第三には、第二、三次産業を主体とする高生産性地帯と、第一次産業を主体とする低生産性地帯との間の生産性の開きが大きくなり、いわゆる地域格差の原因を作り出したことである。

以上の課題は、もはや局地的問題としてでなく、国民経済的な問題として処理されなければならない。すなわち、拠点開発方式を採ることが、以上の課題にこたえるものと考えられる。この方式は、過密地域以外の地域に開発効果が高く、外部経済の享受もうけやすい地区を選定し、この地区を中核的に開発発展させることにより、これに伴って当該地区と依存関係の深くなる地方全域の連鎖的開発効果を高めようとするものである。

これら拠点開発を推進するため、産業基盤、生活環境施設、国土保全施設にわたる公共投資の先行性の確保、財政上の助成措置、労働力移動の円滑化、人間能力の開発などの諸施策を総合的かつ広域的観点にたって計画的に行なうものとする。

以上の基本構想を前提として、地域開発の基準としてはまず、わが国を3地域に区分し、それぞれに適した方策を推進するものとする。すなわち、第一に過密地域として産業や人口が過度密集による各種弊害が発生しているが、その発生が予想される地域においては、再開発をはかるために産業などに対する規制あるいは調整を行なう。第二に整備地域として、過密地域以外で東京、大阪、名古屋がもつ外部経済の集積の利益の享受が濃い地域については、主として計画的に工業分散を誘導するための基盤整備を行なう。第三に開発地域として、東京、大阪、名古屋から遠距離にあって、それらの外部経済の

集積の利益の享受が薄い地域においては、積極的に開発を促進するための基盤整備を行なう。

つまり、この計画が産業および都市の配置を主軸として推進されるものであり、土地造成に関連しては、拠点都市（工業開発地区、地方開発都市をふくめて）の開発、拠点間を結ぶ交通体系の沿道開発の諸問題が浮びあがる。

これら両長期計画の一環として、また前進的布石として、新産業都市建設促進法と低開発地域工業開発促進法が37年誕生した。その施策の一覧は表一1のように、新産業都市は中核的工業都市開発を目的に、大規模な土地造成を計画し、低開発地区は中小工業地区を育成することを税面で応援している。

表一1 新産業都市建設促進法と低開発地域工業開発促進法の施策一覧表

	新産業都市	低開発地区
総合効果	1. 過大都市防止 2. 地域格差是正 3. 雇用安定	1. 雇用増大 2. 地域格差縮小
財政上の措置	努力規定	努力規定
施設整備	産業関連施設、都市施設の整備促進	産業関連施設の整備促進
地方債	特別の配慮	特別の配慮
国税		1. 初年度特別償却 2. 譲渡所得課税の特例
地方税	工場に対する不動産取得税、固定資産税の減税とこれらの減収額に対する地方交付税による措置	工場に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の減免とこれらの減収額に対する地方交付税による措置
資金確保	工場、事業場の設備資金、土地造成資金	工場設備資金(開銀地方枠)
計画	1. 建設基本方針指示 2. 建設基本計画承認	

なお、首都東京を広域的に取り扱い、人口および産業の分散をはかるため首都圏整備法があり、在来、工業衛星都市、住宅衛星都市の建設を推進して来たが、衛星都市建設のため工業地区の土地取得に収用をきかせることも可能となり、また、東京の機能分散から大学、官庁についてもその対象として学園都市、官庁都市の建設を考え、既成市街地においては副都心を再開発などにより育成せんとしている。

また、高速道路、国鉄新幹線の強力な交通体系の確立より生れるストリップ都市(Strip city)の誕生、沿線農業の近代化による地域開発も一課題でもある。

以上のように、二次、三次産業は伸び、それが都市を構成させ、それらが機能分担して合理的で高度な土地利用の確立になる、一連の産業立地パターンの考究を今後地域開発は続けるべきであろう。

3. 地域開発方式と土地造成との関連

地域開発は各地域のおかれている立場、特に地域経済

の発展段階、各種機能の関連状況などからみて、とるべき方式、開発目標を変動させて来たし、今後も弾力的に変わるものであろう。

この方式は対象とする地域の類型化と、とるべき開発手段の類型化から分類すれば、地域別では大都市地域方式（都市の過大化防止方式）、後進地域方式（地域格差是正方式）に2分され、手段別では資源開発方式と産業立地方式（経済社会圏内の産業適正配置方式）に2分される。

（1）大都市地域方式にともなう土地造成諸問題

この方式は生産のみならず生活面においても集中による隘路弊害が生じた、いわゆる過大都市問題を局地解決してもその発生根源は消えず、また、その局地解決のため、社会的総費用が大きくなるのを、広域的、総合的に根本的に解決することを目的としたものである。すなわち、大都市への人口、産業の集中を防止するばかりでなく、機能の分散を積極的に行なうことが要請される。

その方策として、第一に、地方拠点都市（工業開発地区、地方開発都市をふくめて）の開発育成、整備地域内の衛星都市などにより、主として大都市に集中する人口・産業を吸収させる。第二に、母都市内にある分散可能施設（学校、工業、官庁、業務施設など）を集中的に分散させ、母都市機能に併立する新都市建設を行なうほか、母都市内部は大々的に都市再開発を行ない、副都心の育成など、都市機能の更新をはかる。第三に、都市圏の代表的なものといわれる大都市交通については、近代的大量輸送方式を採用し、その関係施設の整備のほか、輸送需要の集中化を抑制するよう、都心、副都心の機能分担、立体的住宅開発などがあげられる。

以上と関連する土地造成問題として、第一の方策については、新産業都市を中心とする大規模工業都市の建設が必要であり、このため、大規模な工業用地を埋立などを中心造成することと、これに関連する住宅地を大量に急激に造成するために、大規模な土地買収、宅地造成を行なうことが要件となる。衛星都市の建設についても、計画的土地造成上、必要量の土地買収については収用することが可能でなければならぬし、生活環境からも遮断の緑地の確保が工業用地と住宅地との間に公共用地として先行的に行なうことが求められる。また、住宅地をふくむ新市街地の造成については土地区画整理手法を適用して、虫食いの土地買収地を使いやすく、土地利用の妙味を發揮することが必要である。この際、都市形態を新しく創造する手段として、施行者が建売住宅を建てよう、部分買収を行なうことも面白い。なお、工場用地を内陸で大規模に造成する場合、公共団体が組合を作って広域的な処理をすることも実際にあるが、これは今後も活用されよう。以上の施行主体は公共団体（組

合をふくめて）、開発公社、日本住宅公団などである。

第二の方策については、母都市と将来の交通機関を促して30分ないし1時間で到達しうる地域内において、これら分散施設を収容しうる土地の取得、これら施設の機能に見合う必要最小限度の土地造成が水資源の確保と併行して行なうことが必要である。また、母都市内にある在来施設用地は都市再開発のための公共施設用地、または、この公共施設用地確保上の換地予備地として保留しておくことが必要であり、これらの土地利用計画の下において、各種の土地造成がこれら在来施設用地上になされるのである。副都心の建設にあたっては、以上の分散可能施設用地を極力用い、新しい動脈的交通施設との連けいをはかって行なうことが必要であり、都市改造的土地造成を必然的にともなうものである。

第三の方策については、交通施設確保のため、沿道沿線の土地について、立体的な土地造成を行ない、在来権利を損わず、目的的に処理することが望まれるわけで、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」（昭35年）がこの要望を担って、沿道に超過収用をし、これに永久建築物をつくり、公共施設上の在来の権利をこの建物に収容するものであるが、これは立体市街地開発、つまり広義の土地造成になるわけである。これをさらに立体化して、平面的に伸びる住宅地を縦に積み上げて、交通問題の緩和をはかることも部分的に実行されているが、さらに広がることを期待したい。もっとも、騒音などの公害を少なくする処理をあわせ行なうことが要請されよう。

（2）後進地域方式にともなう土地造成諸問題

この方式は地域間格差解消方式につながるものであるが、後進地域においては民間企業の採算性と地域経済全体の合目的性が一致せず、ために、地域経済相互を比較すると、近代的なものと前近代的なものが併存する、いわゆる二重構造が存在し、その結果、両地域間に所得格差を生じ、地域住民の社会的緊張を増すことを、工業誘致、先行的公共投資に対する地元負担の軽減の各種措置によって産業を振興し、漸次、解消の方向にもってゆくものである。

その方策として、第一に、先進地域との連絡交通網の整備、第二に拠点となりうる工業、商業などの都市開発であり、第三に、地域の有する各種資源を総合的に開発、保全、利用して、資源立地型の産業を振興することである。

以上の方策に関連する土地造成問題としては、第一については、直接的なものはないが、先進地域と後進地域との連絡交通幹線の完成により、先進地域の関連企業が外延的に発展し、また、この外延的発展した産業が一種の核となってさらに外延部に関連企業を営むことが可能

となる、一種核分裂の外延発展傾向を利用して、土地造成はこの核となりうる企業集団地を先行的に取得して、その機能に沿う最小限度の質の造成を行なうことが望まれる。この核間の距離は業種、地形、土地取得の難易などより異なるが、日常生活圏を一つの圏域構成とする場合は25 km程度となろう。この土地造成において、留意すべきことは、この交通幹線に直接面しない工場立地と、排水路の整備による農業用水との競合をさけることである。

第二の方策は既述の地方拠点都市の開発育成の項と同じ問題を有するわけであるが、特に、用地取得を先行的に行ない、企業が入るにしたい弾力的に造成に移る間、長年月にわたり土地を寝かせることとなろうから、この間の資金を公共投資なみに低利で長期返済型のものを確保する要がある。

第三の方策に関連しては、地下資源の開発から水系一環の総合開発、農林水産業の振興にわたるものであり、また、観光開発もこの一種と考えてもよいであろう。このうち、大規模にわたるものは水力発電、食糧増産、国土保全を主導開発目標として多目的ダムの建設、各種用水の安定的確保の手法による、いわゆる特定地域総合開発事業がそれである。すなわち、農業用水の確保による開墾開田、干拓の促進が保全された国土の中に展開されたのである。また、漁港整備にともなう、関係用地の新造成が、2種、3種漁港を問わず、各所に小規模ながら展開するわけである。このように、直接的に第一次産業関係の土地造成を主体にしているが、第二次産業に関連するものとしては鉱業にともなう土地造成が生産施設用地のみならず居住用地にも必要となる。鉱滓の捨場の確保、鉱害のない地区の選定などをふくむ合理的な土地利用計画の下、中高層建築物による近代的住宅地区が近隣住区構成の下に明かるく造成されること望まれるわけで、水道施設、各種共同施設の建設もこの土地造成の一環にとりあげるべきであろう。

また、観光開発については自然の保護が注眼となるので、土地造成もこの自然美を損なわないよう、上下水道も関連して必ず考えることが特に望まれる。

4. 土地造成のあり方

土地造成は、将来の土地利用目的と、その土地の開発段階と、土地という材料の3種類の組み合わせにより、変化するものと考えられる。

(1) 土地利用と土地造成

地域開発にともなう各産業が現在から将来へ、どのように変化しそれによって即地的な土地利用が変わるわけである。すなわち、土地利用区分が農林地から工場地、住居地、商業業務地、レクリエーション地によって、その機能は異なり、その結果として土地造成の手法、その

規模、質を異にするわけである。

農林地になるためには、海面を干拓するが、内陸を開墾し、その質的向上をはかるためには、かんがい排水を充実させ、ほかの使用目的の土地と交錯しないよう耕地整理を行なう必要がある。

工場地になりうるためには、海面において埋立して臨海工業地帯とさせ、内陸においては土地買収（部分買収をふくむ）から工業地として最小限度の整地、道路、排水路などの整備を、土地区画整理方式を併用しつつ造成することが一般的である。

第三次産業地帯として商業業務地のためには、土地にどのような建築物ができるかをも考え、相当量の公共施設用地を確保整備するよう、区画整理方式、市街地改造方式、部分土地買収をまわり込んで行なうこととなる。住居地については、建築形態が低層か、中高層かにより、また、その用地的規模によってブロック割を変えつつ、上下水道、公園などの生活環境施設関係をも整備しコミュニティとしてのまとまりを計りながら、土地造成をする。この場合、施行者が土地買収をも併用して、土地利用に合致するよう努めることが望ましい。

レクリエーション地については、一般に付近自然との調和を計りつつ、全面買収と土地造成を面的に行なうことが望まれる。

(2) 開発段階および立地と土地造成

土地造成する地区の開発段階、ここでは新しく異なる用途に転換する段階なのか、また、現在の利用度を高度化する段階なのかという点に着目して、新開発、再開発

四日市港全景



として捉えて土地造成を眺める。また、その地区のおか
 れている立地が内陸的な処であるか、海面などを埋立し
 て臨海性を帯びうるものであるか、この点からも眺める
 必要がある。この両者を組み合わせる場合、つぎのような土
 地造成手法が考えられる。

すなわち、新開発で海面立地の場合には、干拓と埋
 立、内陸立地の場合には土地買収、土地の交換分合をふ
 くんだ造成、再開発で臨海地帯では埋立と区画整理の組

表-2 土地造成手法一覧

土地利用	新 開 発		再 開 発		
	海 面	内 陸	海 面	内 陸	
農 業 地	干 拓	開 墾	—	耕 地 整 理	
市	工業	埋立+造成	土地買収 +造成 部分買収 +区画整理	埋立 +区画整理	部分買収 +区画整理
	商業	埋立+造成 埋立 +区画整理	部分買収 +区画整理 +建築	埋立 +区画整理	区画整理 (立体換地付) 市街地改造 (永久建築物付)
地	住居	埋立+造成 (一部区画整理)	土地買収 +造成 部分買収 +区画整理	埋立+造成 埋立 +区画整理	部分買収 +区画整理 区画整理 (立体換地付)

合方式、内陸では立体的造成の方向で土地造成はすす
 んでいる。

(3) 土地造成のあり方と今後の方向

既述を総合化し、土地造成手法を土地利用、開発段
 階、立地(土地材料)から組立てると表-2のごとく考
 えられる。

今後の土地造成は、二次、三次産業用地として10年
 間に1.8倍坪の土地造成需要が既成大都市地方と10カ
 所程度の地方開発拠点を中心に、集中的かつ大規模に起
 こることが考えられる。また、数市町村が広域的な機能
 分担関係から共同化して土地造成を行なうことも予想さ
 れる。さらに、市街地の高度化を中心に建築物と一体化
 した土地造成も必要とされるであろう。

これの対策として、重点的な資金の配分のほかに、地
 域開発上重要なポイントとなる地区については土地収用
 を通用させて、全体的土地利用の確立に前進させるこ
 と、また、再開発地区の分散可能施設を新開発地区で収
 容する広域的連けい作用的土地造成をすること、さらに、
 土地の共有持分を多くして、在来の平面的土地利用を立
 体的土地利用に持ち込む、建築物をとともう土地造成な
 どが望まれるのである。つまり、あるべき土地利用計画
 にそい、現在おかれている条件(地価、権利関係など)を
 を生かして、なるべく完成された姿に前進しうる土地造成
 が今後の課題となるであろう。(1963.1.10・受付)

[筆者:正員 建設省計画局地域計画課]

書 評

土木ライブラリー 9

新しい都市計画の方向

本書は山海堂の土木ライブラリーのの一つとして刊行さ
 れたものである。近年における人口および産業の都市集
 中は都市問題をひき起こし、特に、大都市ではその傾向
 がいちじるしい。このため、最近、都市計画の重要性が
 世に一般に認識されつつある。その中でも、最も大きく
 取り上げられている問題は地域計画の必要性、都市交通
 難の解決、都市再開発の促進などである。

本書においては、この新しい都市計画の方向につき、
 エベネザー・ハワードの田園都市論に始まる世界の近代
 都市計画の流れをわかりやすく説明し、さらに、現在に
 おける日本の都市および都市計画の発展の方向を、諸外
 国の例と比較しながら説明している。大都市問題につ
 いては都市交通と都市再開発の問題にしぼり、主として東
 京を中心として取り上げ、参考として諸外国の例を豊富
 に取り入れて説明している。

いずれも、大きな問題であるため、個々の問題につ
 いては内容の掘下げが足りない面もあるが、近代都市計
 画の流れを知るためには、きわめてわかりやすく説明さ
 れており、従来の本に出ていない新しい外国資料も入れて
 あり、著者の従来の研究も一部紹介されているため、都

鈴木信太郎著 山海堂刊

市計画に関係する人々にとっても、また、近代都市計画
 に興味を持つ人々にとっても好適な本と思われる。

内容 1章 近代都市計画の主調:(1)近代都市の揺
 らん、(2)田園都市の誕生、(3)近隣住区の形成、(4)
 生活圏の構成、(5)都市形態の理論(28ページ)

2章 戦後の都市計画の主調:(1)巨大都市の出現、
 (2)広域都市計画、(3)都市計画理論の展開(41ページ)

3章 大都市問題:(1)都市交通、(2)都市再開発
 (27ページ)

4章 都市交通:(1)都市高速道路および街路等の計
 画手法の方向、(2)都市鉄道等の計画手法の方向(54ペ
 ージ)

5章 都市再開発:(1)土地利用と容積、(2)再開発
 計画(42ページ)

6章 新しい都市計画への挑戦(6ページ)

著者:正員 東京都首都整備局都市計画第二部施設計画課
 体裁:B6判 200ページ 定価430円 1962.10.31発行
 山海堂:東京都新宿区細工町15 振替東京 194982番

[建設省都市局 新谷洋二・記]